

山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱

令和 8 年 4 月 1 日
山添村告示第 46 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条第 4 項第 2 号の規定に基づく山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（やまぞえ未来創生推進事業）に対する法人からの寄附金及び寄附物品に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 寄附活用事業 法第 5 条第 15 項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づき実施する山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- （2） 寄附対象法人 村内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- （3） 寄附金 寄附活用事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う 10 万円以上の寄附金をいう。
- （4） 寄附物品 寄附活用事業の実施のために寄附対象法人が行う物品（新品未使用の物品であって、寄附日において製造日から 2 年以内のものに限る。）による寄附で、1 回につき 10 万円以上のものをいう。この場合における寄附金額の算定は、その寄附の時ににおけるその物品の価額（第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額）とする。

（寄附金等の使途）

第 3 条 この要綱に基づき寄附された寄附金及び寄附物品（以下「寄附金等」という。）は、寄附活用事業に充てるものとする。

2 寄附対象法人は、自らの寄附金等の使途を予め指定することができるものとする。

（寄附金等の申出）

第 4 条 寄附金等の申出をしようとする寄附対象法人は、山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（様式第 1 号）により、次のいずれかの納付方法を指定の上、申し出るものとする。

- （1） 村が発行する納付書による納付
- （2） 村長が指定する口座への振込みによる納付
- （3） その他村長が認める方法

（寄附金等の受領等）

第 5 条 村長は、寄附活用事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金等を受領すると

ともに、当該寄附をした寄附対象法人（以下「寄附法人」という。）に対し、地域再生法施行規則（平成１７年内閣府令第５３号）第１４条第１項の規定により、当該寄附の額及び受領年月日を証する書面として、山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附受領証（様式第２号）を交付するものとする。

（台帳の作成）

第６条 村長は、寄附金等の適切な管理を図るため、山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金台帳（様式第３号）及び山添村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附物品管理簿（様式第４号）を作成しなければならない。

（寄附金等の返還等）

第７条 村長は、寄附対象法人又は寄附法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金等の申出を拒否し、又は受領した寄附金等を返還することができる。

- （１） この要綱の趣旨に反するとき。
- （２） 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団員であると認められるとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （４） その他村長が拒否又は返還をすることが適当と認めるとき。

（公表）

第８条 村長は、寄附法人の名称、寄附金額、当該寄附を充当した事業の進捗状況等について、村のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。ただし、当該寄附法人の了承が得られないときは、この限りでない。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。